北部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更(大阪府決定)

「北部大阪都市計画防災街区の整備の方針」を次のとおり変更する。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項第1号の規定に基づく、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」及び当該地区の整備又は開発に関する計画の概要

「別表のとおり」

別表

特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	防災街区に関する基本的方針、 その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設、地区防災施設 及び地区施設の整備の 方針	再開発の推進のために 必要な公共及び民間の 役割、再開発の促進の ための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施 予定の主要な面的整 備事業又は住宅建設 事業の計画概要	概ね5年以内に 決定(変更)予定 の主要な都市計 画に関する事項	その他必要に 応じて定める 事項
203-1	庄内地区	約 430ha	豊中市	建築物等の建替を促進するとともに、公共施設		住宅等の個別建替・ 共同・協調建替等を 誘導することにより、	線、穂積菰江線を防災上 重要な道路として整備に	住宅市街地総合整備事業 により、住環境の整備を図 る。		市街地再開発事業(庄内駅周辺地区)	
203-2	豊南町地区	約 80ha	豊中市	建築物等の建替を促進するとともに、公共施設		住宅等の個別建替・ 共同・協調建替等を 誘導することにより、	山線を防災上重要な道路	住宅市街地総合整備事業 により、住環境の整備を図 る。			